

有害対象狩猟鳥獣捕獲等業務委託仕様書

1 総則

本事業は、契約書及び本仕様書に基づき行うこととする。

2 委託業務の名称

有害対象狩猟鳥獣捕獲等業務

3 目 的

平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故で全町避難を強いられた以降、双葉町への帰還が困難であったが、町の一部である避難指示解除準備区域(R2.3.4 区域解除)及び特定復興再生拠点区域(R4.8.30 区域解除)がそれぞれ解除され、令和 4 年から町民の帰還が始まった。

これまで、町民等が生活出来なくなってしまった町内には、急増したイノシシ・アライグマ・ハクビシンが街中にまで出没し町民の住居等生活環境に多大な被害を与えている。

これらの鳥獣について、有害対象狩猟鳥獣として捕獲等を行うことにより、町民の安全で安心な暮らしを可能とすることを目的とする。

町民の一時帰宅等への安全対策として実施してきた捕獲活動も、令和 4 年度 of 特定復興再生拠点区域の解除により捕獲範囲が拡大する中、町民の帰還も徐々に増えてきていることから、より安全な暮らしが出来るよう万全を期すために、随時捕獲等の継続を行うとともに、緊急の捕獲等にも早急な対応を取ることが出来る体制として実施していく必要がある。

4 委託の期間

契約日から令和 8 年 3 月 13 日まで

5 捕獲対象獣種

(1) 捕獲対象狩猟鳥獣は、イノシシ・アライグマ・ハクビシンとする。

(2) 対象狩猟鳥獣以外の錯誤捕獲があった場合は、周辺の安全に十分配慮し、速やかに放獣すること。

6 資格要件

(1) 「認定鳥獣捕獲事業者」の認定法人であること。

(2) 入札公告日時点で、福島県双葉郡内に鳥獣捕獲等の業務が実施できる狩猟免許証を所持した 2 名以上の社員が勤務している本店、支店又は営業所等の拠点を有していること。

7 業務内容

野生鳥獣の生息状況の調査、関係者との調整、捕獲及び捕獲個体の処理等を行う。具体的な業務内容は、次のとおりとする。

(1) 打合せ及び手続き

ア 適正かつ円滑に事業を遂行するため、本業務の委託期間中、受託者ははこわなの設置前に委託者と本業務の実施方針について打合せを実施するとともに、はこわなの設置計画(設置・撤去作業を行う期間等を記載すること。)を提出し、委託者の承認を得ること。

イ 委託者が指定した監督員と連絡を取りながら本業務を実施し、本業務の委託期間中、毎月1回捕獲業務等についての打ち合わせを行う。受託者は、下記(2)～(7)の実施状況について委託者に報告するとともに、今後の進め方について委託者と協議すること。

ウ 捕獲作業の開始前に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく関係書類を委託者に提出し、捕獲の許可を受けること。

また、捕獲に従事する者は従事者証の交付を受けて捕獲活動に従事しなければならない。その際、従事者証は常に携帯すること。捕獲許可の期間が満了する場合には、許可証への記載事項等を記載して従事者証と合わせて返納を行い、再度関係書類を提出して新たな許可証及び従事者証の交付を受けなければならない。

(2) 資機材の準備及び見回り・捕獲業務

ア 使用する資機材及び見回り・捕獲(はこわなの設置・撤去を含む。)を実施する区域・期間は、以下のとおりとする。

(a)大型はこわなはイノシシを適切に捕獲できる規格のもの、小型はこわなはアラグマ、ハクビシンを適切に捕獲できる規格のものとする。

実施区域は、双葉町内(避難指示解除区域)とする。

実施期間は、令和7年5月19日から令和8年3月13日まで(祝日、8月12日～15日、年末年始を除く月曜日～金曜日とする。)

① 委託者が所有する以下のはこわな

- ・大型はこわな 10基
- ・小型はこわな 7基

② 受託者にて準備する以下のはこわな

- ・大型はこわな 20基
- ・小型はこわな 13基

(b)その他：以下の資機材について、受託者にて準備すること。

- ・電気ショッカー
- ・わな用餌

・その他捕獲に必要な資機材

イ はこわなの設置場所及び設置方法は、委託者と協議の上決定する。

ウ アの見回り・捕獲期間中は、全てのわなについて見回りを実施すること。

エ 見回り及び現場での捕獲業務は、原則 2 名以上で行うこと。

ただし、積算は 2 名で計上する。

オ 捕獲個体の止め刺しは電気ショッカーによって行う。処分個体は、原則として捕獲日に双葉地方広域市町村圏組合(双葉環境センター)が運営する有害鳥獣処理施設(富岡町小良ヶ浜字深谷 808-1)へ搬入する。

カ 錯誤捕獲が生じた場合に 5(2)により適正な措置等が出来る体制を備えておくこと。

(3) わなの設置状況の確認・メンテナンス等

見回りにおいて、わなとその周辺状況を確認し、わなの不具合や誤作動等が認められる場合のメンテナンスを実施する。

(4) わなの移動または移設

委託者からはこわなの移動又は移設を指示された場合、日時や場所等について委託者と協議の上速やかに実施すること。

また、受託者が自ら捕獲対象狩猟鳥獣の痕跡等の調査により、より適切な捕獲場所や設置位置等を検討のうえ、委託者との協議により、はこわなの移動又は移設を実施することができる。

(5) 捕獲個体の記録

捕獲個体の体長、体重、後足長等の測定を行い、捕獲日時、場所とともに記録簿に記録すること。錯誤捕獲が生じた場合は、捕獲日時、場所、捕獲個体の種類、放獣等の措置について記録すること。記録簿は 9 (1) の業務報告書に添付すること。

(6) 捕獲したイノシシに関する試料提供

以下について関係機関から依頼があった場合には、委託者の指示に従い実施すること。

ア 福島県で実施する放射線モニタリング調査への試料提供。

イ CSF の感染状況を把握する目的での試料の提供。

(7) 自動撮影カメラを用いた生息状況調査の実施

受託者は、次のとおり生息状況の調査を実施すること。

ア 7 月・10 月・1 月を目安に各月 5 回現地調査、10 台の自動撮影カメラを各月 30 日間程度設置。はこわなの周囲に 1 km メッシュ程度に設置し、野生鳥獣の出現状況、生息状況、分布域等を把握し、イノシシ・アライグマ・ハクビシンそれぞれについて撮影頻度指数(RAI: relative abundance index)の算出を行うこと。

設置個所・方法については委託者と協議の上設置すること。イノシシ等の確認

をするために周囲の立ち木を利用又は杭を設置し、括り付けて自動撮影ができるようにする。調査期間中定期的に（５回/月）、自動撮影カメラの位置にずれが生じていないか等の確認を行うこと。当該確認及び自動撮影カメラの設置・撤去はいずれも２名体制で実施すること。

調査地点や調査方法の詳細等について、経年的なモニタリングができるよう配慮することとし、詳細は委託者と調整の上決定すること。

イ アによって得られた調査結果及び委託者が管理する過年度の調査結果等を用いて以下の点について検証・分析を行い、報告書にまとめること。報告書は、捕獲業務終了後、成果品として提出する。

- ・野生鳥獣の出現状況、生息状況、分布域等及びイノシシ・アライグマ・ハクビシンそれぞれの撮影頻度指数(RAI：relative abundance index)
- ・本事業における捕獲の効果(個体数の増減傾向の推定など必要な分析を行うこと)
- ・上記の検証・分析を踏まえた今後の捕獲活動の有効性・効率性を確保・向上させるための具体的な方策

8 安全管理

本業務の実施に当たり、受託者は調査を実施する地域の状況を十分に把握し、業務従事者の人身事故はもとより、第三者等に対して危害を及ぼさないよう、万全の措置を講じなければならない。

また、平成30年9月以降、野生イノシシの間で豚熱の感染拡大が続き飼養豚における豚熱感染の要因となっている。福島県では野生イノシシの捕獲重点エリアが設定され、捕獲従事者等へも防疫体制の徹底が依頼されている。その対策として捕獲従事者等は、消毒・防護服・マスク・手袋等の対応をすること。野生イノシシについてもすべての個体がCSFウィルスに感染している可能性があるものとして防疫措置を実施すること。

9 成果物

- (1) 業務報告書（捕獲作業日、運搬日、捕獲場所、個体性別、個体計測値等を整理したもの、捕獲個体の処理状況及び自動撮影カメラを用いた生息状況調査の報告書）
2部
- (2) 上記報告書の電子データ DVD1枚
- (3) その他委託者が指示するもの

10 疑義

本業務の実施に当たり、仕様書等に明示なき事項がある場合又は疑義を生じた場合、受託者は速やかに委託者に申し出て協議するものとする。

11 所有権等

本業務による成果物の所有は委託者に属し、受託者はそのデータを委託者の許可なくして使用できない。

ただし、受託者がこのデータを用いた研究成果等を公表する場合には、本業務により取得したデータであることを公表する資料に明記するものとする。

12 その他

(1) 本業務を開始するに当たっては、委託者と事前に十分な調整を行うこと。7(2)

アの見回り・捕獲を実施する区域・期間については変更となる場合があるので、その際、委託者と十分な協議を行った上で対応すること。

(2) 受託者は、本業務の実施に当たり関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

(3) 受託者は、委託の期間に円滑に業務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。

(4) 受託者は、委託の期間中及び委託期間後においても、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(5) 受託者は、委託者の文書による承諾を得なければ、本契約に係る義務の履行を第三者に委託し、本契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は本契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。